

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B1)

(11) 特許番号

**特許第6709924号
(P6709924)**

(45) 発行日 **令和2年6月17日(2020.6.17)**

(24) 登録日 令和2年5月28日(2020.5.28)

(51) Int. Cl.

G06F 40/109 (2020.01)

F I

G06F 17/21 640

請求項の数 11 (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2019-211333 (P2019-211333)
 (22) 出願日 令和1年11月22日 (2019.11.22)
 審査請求日 令和1年11月22日 (2019.11.22)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 519363649
 特許業務法人 I P X
 東京都港区北青山二丁目7番20号
 (74) 代理人 110002789
 特許業務法人 I P X
 (72) 発明者 奥村 光平
 東京都港区北青山2-7-20 第二猪瀬
 ビル3F 特許業務法人 I P X 内
 審査官 成瀬 博之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法、プログラム及び書類

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置であって、
 表示制御部と、色付け部と、を有し、
 前記表示制御部は、操作画面を表示し、前記操作画面には第1のオブジェクトが含まれ

、
 前記第1のオブジェクトが選択された場合、前記色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる色を付ける、

情報処理装置。

【請求項2】

請求項1に記載の情報処理装置において、
 変更部を有し、
 前記変更部は、ユーザ操作に応じて、前記色付け部によって付けられた色を変更する、
 情報処理装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の情報処理装置において、
 抽出部を有し、
 前記操作画面には第2のオブジェクトが含まれ、
 前記第2のオブジェクトが選択された場合、前記抽出部は、対応する特定のマークで囲

われた請求項と同じ色を付して請求項の記載を前記特許請求の範囲より抽出する、
情報処理装置。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の情報処理装置において、
前記抽出部は、前記請求項の記載を前記特許請求の範囲より抽出し、編集してファイル
に出力する、
情報処理装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の情報処理装置において、
前記編集の一つは、前記抽出した請求項の記載に含まれる前記を削除することである、 10
情報処理装置。

【請求項 6】

請求項 4 又は請求項 5 に記載の情報処理装置において、
前記編集の一つは、前記抽出した請求項の記載を複数の文に区切ることであり、
情報処理装置。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 までの何れか 1 項に記載の情報処理装置において、
前記操作画面には、第 1 のタブと第 2 のタブとが含まれ、
前記第 1 のタブが選択された場合、前記操作画面には、前記第 1 のオブジェクトが含ま
れる操作領域が表示される、 20
情報処理装置。

【請求項 8】

請求項 3 に記載の情報処理装置において、
前記操作画面には、第 1 のタブと第 2 のタブとが含まれ、
前記第 2 のタブが選択された場合、前記操作画面には、前記第 2 のオブジェクトが含ま
れる操作領域が表示される、
情報処理装置。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 8 までの何れか 1 項に記載の情報処理装置において、
削除部を有し、 30
前記表示制御部は、第 3 のオブジェクトを表示し、
前記第 3 のオブジェクトが選択された場合、前記削除部は、書類に含まれる、設定され
た記号で囲まれたコメントを削除する、
情報処理装置。

【請求項 10】

情報処理装置が実行する情報処理方法であって、
第 1 の工程と、第 2 の工程と、を含み、
前記第 1 の工程では、操作画面を表示し、前記操作画面には第 1 のオブジェクトが含ま
れ、
前記第 1 のオブジェクトが選択された場合、前記第 2 の工程では、特許請求の範囲に含
まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる 40
色を付ける、
情報処理方法。

【請求項 11】

プログラムであって、コンピュータを、請求項 1 乃至請求項 9 の何れか 1 項に記載の情報
処理装置の各部として機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法、プログラム及び書類に関する。 50

【背景技術】

【0002】

書類の作成を支援するソフトウェアがある。

特許文献1には、特許明細書の作成を支援する装置が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2013-80279号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、特許文献1の技術は、特許明細書等の書類の作成の支援を目的としており、作成された書類の読みやすさ等のための支援は目的とされておらず、作成された書類が読み辛い等の問題があった。

【0005】

本発明は、かかる事情を鑑みてなされたものであり、読みやすい書類の作成を支援する技術を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の一態様によれば、情報処理装置であって、表示制御部と、色付け部と、を有し、前記表示制御部は、操作画面を表示し、前記操作画面には第1のオブジェクトが含まれ、前記第1のオブジェクトが選択された場合、前記色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項n（nは1以上の自然数）の文言にそれぞれ異なる色を付ける、情報処理装置が提供される。

【発明の効果】

【0007】

本発明の一つによれば、読みやすい書類の作成を支援する技術を提供することができるという有利な効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】図1は、情報処理システムのシステム構成の一例を示す図である。

【図2】図2は、情報処理装置のハードウェア構成の一例を示す図である。

【図3】図3は、情報処理装置の機能構成の一例を示す図である。

【図4】図4は、情報処理装置による請求項の色付けに関する情報処理の一例を示すアクティビティ図である。

【図5】図5は、パレットの一例を示す図である。

【図6】図6は、色付け部によって色が付けられた特許請求の範囲の一例を示す図である。

【図7】図7は、色を消す操作を説明するための図である。

【図8】図8は、パレットの一例を示す図である。

【図9】図9は、抽出された請求項の一例を示す図である。

【図10】図10は、出願準備ボタンの一例を示す図である。

【図11】図11は、コメントが削除された特許請求の範囲の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、図面を用いて本発明の実施形態について説明する。以下に示す実施形態中で示した各種特徴事項は、互いに組み合わせ可能である。

【0010】

本明細書において「部」とは、例えば、広義の回路によって実施されるハードウェア資源と、これらのハードウェア資源によって具体的に実現されうるソフトウェアの情報処理

10

20

30

40

50

とを合わせたものも含みうる。また、本実施形態においては様々な情報を取り扱うが、これら情報は、0又は1で構成される2進数のビット集合体として信号値の高低によって表され、広義の回路上で通信・演算が実行されうる。

【0011】

また、広義の回路とは、回路(Circuit)、回路類(Circuitry)、プロセッサ(Processor)、及びメモリ(Memory)等を少なくとも適当に組み合わせることによって実現される回路である。すなわち、特定用途向け集積回路(Application Specific Integrated Circuit: ASIC)、プログラマブル論理デバイス(例えば、単純プログラマブル論理デバイス(Simple Programmable Logic Device: SPLD)、複合プログラマブル論理デバイス(Complex Programmable Logic Device: CPLD)、及びフィールドプログラマブルゲートアレイ(Field Programmable Gate Array: FPGA))等を含むものである。

【0012】

<実施形態1>

1. システム構成

図1は、情報処理システムのシステム構成の一例を示す図である。

図1に示されるように、情報処理システムは、情報処理装置100と、サーバ装置110と、を含む。情報処理装置100と、サーバ装置110とは、ネットワーク120を介して通信可能に接続されている。

サーバ装置110は、ユーザが所属している団体(例えば、企業、特許事務所、特許業務法人等)が管理している書類データを保存している。ユーザは、情報処理装置100を用いて、サーバ装置110にアクセスして担当する書類データ等の作成、修正等を行う。

【0013】

2. ハードウェア構成

図2は、情報処理装置100のハードウェア構成の一例を示す図である。

図2に示されるように、情報処理装置100は、ハードウェア構成として、制御部201と、記憶部202と、入力部203と、表示部204と、通信部205と、を含む。制御部201は、情報処理装置100の全体を制御する。制御部201が、記憶部202に記憶されたプログラムに基づき処理を実行することにより、後述する図3に示す情報処理装置100の機能構成、図4に示すアクティビティ図、図5 - 図11に示す画面遷移に関する制御等が実現される。記憶部202は、プログラム及び制御部201がプログラムに基づき処理を実行する際に用いるデータ等を記憶する。入力部203は、キーボード及びマウス等を用いたユーザの操作情報を入力する。表示部204は、ディスプレイ等であって、制御部201における処理の結果等を表示する。通信部205は、情報処理装置100をネットワーク120に接続し、情報処理装置100と外部装置との通信を司る。

【0014】

3. 機能構成

図3は、情報処理装置100の機能構成の一例を示す図である。

図3に示されるように、情報処理装置100は、機能構成として、表示制御部301と、色付け部302と、変更部303と、抽出部304と、削除部305と、を含む。表示制御部301は、パレットを表示する。パレットにはオートボタンが含まれる。ここで、パレットは、操作画面の一例である。また、オートボタンは、第1のオブジェクトの一例である。パレット及びオートボタンの詳細は、後述する図5を用いて説明する。

オートボタンが選択された場合、色付け部302は、特許請求の範囲に含まれる始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた(特定のマークで囲われた)請求項という言葉にそれぞれ異なる色を付ける。特許請求の範囲は、書類の一例である。始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項という言葉は、設定された言葉の一例である。色付け部302による色付けの詳細は、後述する図5及び図6を用いて説明する。

情報処理装置100が表示制御部301と色付け部302とを有することによって、オ

ートボタンが選択された場合、書類（例えば、特許請求の範囲）に含まれる設定された言葉（例えば、請求項 1、請求項 2、・・・）にそれぞれ異なる色が付けられるので、書類を見慣れない人であっても、視覚的に書類に設定された言葉がいくつあるか把握することができ、読みやすい書類の作成を支援する技術を提供することができる。

【 0 0 1 5 】

変更部 3 0 3 は、ユーザ操作に応じて、色付け部によって付けられた色を変更する。変更部 3 0 3 による処理の詳細は、後述する図 7 等を用いて説明する。

また、後述する図 8 に示すようにパレットには請求項抽出ボタンが含まれる。請求項抽出ボタンが選択された場合、抽出部 3 0 4 は、対応する始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項と同じ色を付して請求項の記載を特許請求の範囲より抽出する。請求項抽出ボタンは、第 2 のオブジェクトの一例である。始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項は、特定のマークで囲われた請求項の一例である。

表示制御部 3 0 1 は、後述する図 1 0 に示すように文書作成アプリケーションに表示されるツールバーセットに出願準備ボタンを表示する。出願準備ボタンが選択された場合、削除部 3 0 5 は、特許請求の範囲及び明細書に含まれる、逆黒三角と黒三角とで囲まれたコメントを削除する。特許請求の範囲及び明細書は書類の一例である。逆黒三角と黒三角とで囲まれたコメントは、設定された記号で囲まれたコメントの一例である。

【 0 0 1 6 】

4 . 情報処理及び画面例

図 4 は、情報処理装置 1 0 0 による請求項の色付けに関する情報処理の一例を示すアクティビティ図である。図 5 は、パレットの一例を示す図である。表示制御部 3 0 1 は、図 5 に示されるように、文書作成アプリケーションの画面に表示されるツールバーセットにパレットボタン 5 0 1 を表示する。

A 4 0 1 において、表示制御部 3 0 1 は、パレットボタン 5 0 1 が選択されたか否かを判定する。パレットボタン 5 0 1 が選択されたと判定すると、表示制御部 3 0 1 は、A 4 0 2 の処理に進む。パレットボタン 5 0 1 が選択されなかったと判定すると、表示制御部 3 0 1 は、A 4 0 1 の処理を繰り返す。

【 0 0 1 7 】

A 4 0 2 において、表示制御部 3 0 1 は、図 5 に示されるように表示部 2 0 4 にパレット 5 0 2 を表示する。上述したようにパレット 5 0 2 は、操作画面の一例である。

A 4 0 3 において、色付け部 3 0 2 は、オートボタン 5 0 3 が選択されたか否かを判定する。色付け部 3 0 2 は、オートボタン 5 0 3 が選択されたと判定した場合、A 4 0 4 の処理に進む。色付け部 3 0 2 は、オートボタン 5 0 3 が選択されていないと判定した場合、A 4 0 3 の処理を繰り返す。なお、図 5 に示されるように、パレット 5 0 2 には、メインタブ 5 0 5 と、色付けタブ 5 0 4 と、が含まれる。色付けタブ 5 0 4 が選択された場合、パレット 5 0 2 には、オートボタン 5 0 3 が含まれる操作領域が表示される。

A 4 0 4 において、色付け部 3 0 2 は、特許請求の範囲に含まれる始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項という言葉にそれぞれ異なる色を自動で付ける。

図 6 は、色付け部 3 0 2 によって色が付けられた特許請求の範囲の一例を示す図である。

6 0 1 は、例えば、黄色である。6 0 2 は、例えば、緑色である。6 0 3 は、例えば、空色である。6 0 4 は、例えば、薄ピンク色である。6 0 5 は、例えば、薄橙色である。特許請求の範囲を見慣れない人であっても、視覚的に特許請求の範囲に請求項がいくつあるか把握することができ、読みやすい書類の作成を支援することができる。

【 0 0 1 8 】

A 4 0 5 において、変更部 3 0 3 は、色を消す操作が行われたか否かを判定する。変更部 3 0 3 は、色を消す操作が行われたと判定した場合、A 4 0 6 の処理に進む。変更部 3 0 3 は、色を消す操作が行われていないと判定した場合、A 4 0 5 の処理を繰り返す。図 7 は、色を消す操作を説明するための図である。例えば、請求項 5 の色を変更する場合、ユーザは、入力部 2 0 3 等を操作して 7 0 1 に示すように始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 を選択する。そして、ユーザは、入力部 2 0 3 等を操作し

て消すボタン 702 を選択する。この例では、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 を選択し、消すボタン 702 を選択する操作が色を消す操作である。

A 406 において、変更部 303 は、選択された箇所の色を削除する。上述した例では、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 に付されていた色を削除する。

【 0019 】

A 407 において、変更部 303 は、色を付す操作が行われたか否かを判定する。変更部 303 は、色を付す操作が行われたと判定した場合、A 408 の処理に進む。変更部 303 は、色を付す操作が行われていないと判定した場合、A 407 の処理を繰り返す。図 7 を用いて説明すると、例えば、請求項 5 に色を付す場合、ユーザは、入力部 203 等を操作して 701 に示すように始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 を選択する。そして、ユーザは、入力部 203 等を操作して複数の異なる色が並べて表示されている表示領域 703 より請求項 5 に付す色を選択する。この例では、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 を選択し、表示領域 703 から色を選択する操作が色を付す操作である。

A 408 において、変更部 303 は、表示領域 703 で選択された色を選択された領域に付す。上述した例では、表示領域 703 で選択された色を、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 5 に付す。

【 0020 】

5 . 請求項抽出

図 8 及び図 9 を用いて請求項の抽出について説明する。図 8 は、パレットの一例を示す図である。図 8 に示されるように、パレット 502 には、メインタブ 505 と、色付けタブ 504 と、が含まれる。メインタブ 505 が選択された場合、パレット 502 には、請求項抽出ボタン 801 が含まれる操作領域が表示される。請求項抽出ボタンは、第 2 のオブジェクトの一例である。

ユーザが入力部 203 等を操作して請求項抽出ボタン 801 を選択すると、抽出部 304 は、対応する始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項と同じ色を付して請求項の記載を特許請求の範囲より抽出する。より具体的に説明すると、ユーザが入力部 203 等を操作して請求項抽出ボタン 801 を選択すると、抽出部 304 は、対応する始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項と同じ色を付して請求項の記載を特許請求の範囲より抽出し、ファイルに出力する。

図 9 は、抽出された請求項の一例を示す図である。始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 1 (901) に黄色が付されていた場合、抽出部 304 は、請求項 1 の記載を抽出し、対応する請求項 1 と同じ色である黄色を付してファイルに出力する (902)。同様に、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧とで囲まれた請求項 2 (903) に緑色が付されていた場合、抽出部 304 は、請求項 2 の記載を抽出し、対応する請求項 2 と同じ色である緑色を付してファイルに出力する (904)。なお、抽出部 304 は、請求項の記載をそのまま抽出するのではなく、所定のルールに基づき、請求項の記載を明細書に記載できるように、抽出した請求項の記載を編集してファイルに出力する。編集の一例とは、図 8 と図 9 とを比較すると分かるように、請求項に含まれる「前記」を削除することである。また、編集の一例としては、図 8 と図 9 とを比較すると分かるように、抽出した請求項に記載を複数の文に区切ることである。例を用いて説明すると、図 8 では、請求項 1 は、

「

情報処理装置であって、

表示制御部と、色付け部と、を有し、

前記表示制御部は、操作画面を表示し、前記操作画面には第 1 のオブジェクトが含まれ

、前記第 1 のオブジェクトが選択された場合、前記色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる色を

付ける、

」

となっているが、

図 9 では、

「

情報処理装置は、表示制御部と、色付け部と、を有する。表示制御部は、操作画面を表示し、操作画面には第 1 のオブジェクトが含まれる。第 1 のオブジェクトが選択された場合、色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる色を付ける。

」

となり、複数の文に区切られている。例えば、抽出部 304 は、抽出した請求項に記載の文の係り受けを解析し、文を区切ったり、形態素解析を行い、文を区切ったりする。

また、編集の一例としては、逆黒三角と黒三角とで囲まれたコメントを削除することも含まれる。逆黒三角と黒三角とは一例であって、所定の記号であればよい。

即ち、編集は、請求項の記載から、明細書の記載への変更である。

【0021】

ユーザは、特許請求の範囲を記載したあと、図 5 のオートボタン 503 を選択し、請求項に色を付ける。その後、ユーザは、図 8 の請求項抽出ボタン 801 を選択して請求項と同じ色が付された請求項の記載をファイルからコピーして、明細書を記載する。

即ち、本実施形態の文書作成アプリケーションで作成された書類データをプリンタ等の複合機で印刷すると、特許請求の範囲と、明細書と、を含む、書類が作成される。書類は、特許庁への出願用の書類である。特許請求の範囲は、始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧で囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言が含まれ、文言にはそれぞれ異なる色が付された特許請求の範囲である。また、明細書は、対応する始めすみつき括弧と終わりすみつき括弧で囲われた請求項をサポートする記載が含まれ、記載にはそれぞれ対応する特定のマークで囲われた請求項と同じ色が付された明細書である。

このような明細書等によれば、各請求項と明細書の各記載とが色で対応付けられているため、書類をチェックする人は、各請求項のサポートが明細書中のどこでなされているかすぐに把握することができる。また、明細書を作成する人にとっては、特許請求の範囲の最低限のサポートを明細書に記載することができる。

【0022】

6. コメント削除

図 10 及び図 11 を用いてコメントの削除について説明する。図 10 は、出願準備ボタンの一例を示す図である。表示制御部 301 は、図 10 に示されるように、文書作成アプリケーションの画面に表示されるツールバーセットに出願準備ボタン 1002 を表示する。

出願準備ボタン 1002 が選択されると、表示制御部 301 は、特許請求の範囲及び明細書に含まれる、逆黒三角と黒三角とで囲まれたコメントを削除する。ここで、逆黒三角と黒三角とは、設定された記号の一例であって、設定されていれば他の記号であってもよい。

特許請求の範囲等にコメントを付することで、分かりやすさを提供することができる。しかし、出願の際にコメントが残っているのは適切ではないが、本実施形態によれば、出願準備ボタン 1002 が選択されると、コメントは自動的に削除される。図 11 は、コメントが削除された特許請求の範囲の一例を示す図である。

なお、逆黒三角と黒三角とに代表される記号は、特許庁への出願に際して特殊記号として取り扱われるものが好ましい。さらには、特許請求の範囲や明細書の記載としては、使用不可と判断される特殊記号が好ましい。このような記号を採用することで、万が一コメントの削除を失念した場合でも、特許庁へのインターネット出願ソフトに取り込む際にエラーが発生するため、誤ってコメントが残ったまま出願されることが防止される。

【0023】

10

20

30

40

50

7. 実施形態 1 の効果

実施形態 1 によれば、読みやすい書類の作成を支援する技術を提供することができる。

【0024】

次に記載の各態様で提供されてもよい。

前記情報処理装置において、変更部を有し、前記変更部は、ユーザ操作に応じて、前記色付け部によって付けられた色を変更する、情報処理装置。

前記情報処理装置において、抽出部を有し、前記操作画面には第 2 のオブジェクトが含まれ、前記第 2 のオブジェクトが選択された場合、前記抽出部は、対応する特定のマークで囲われた請求項と同じ色を付して請求項の記載を前記特許請求の範囲より抽出する、情報処理装置。

前記情報処理装置において、前記抽出部は、前記請求項の記載を前記特許請求の範囲より抽出し、編集してファイルに出力する、情報処理装置。

前記情報処理装置において、前記編集の一つは、前記抽出した請求項の記載に含まれる前記を削除することである、情報処理装置。

前記情報処理装置において、前記編集の一つは、前記抽出した請求項の記載の文を区切ることである、情報処理装置。

前記情報処理装置において、前記操作画面には、第 1 のタブと第 2 のタブとが含まれ、前記第 1 のタブが選択された場合、前記操作画面には、前記第 1 のオブジェクトが含まれる操作領域が表示される、情報処理装置。

前記情報処理装置において、前記操作画面には、第 1 のタブと第 2 のタブとが含まれ、前記第 2 のタブが選択された場合、前記操作画面には、前記第 2 のオブジェクトが含まれる操作領域が表示される、情報処理装置。

前記情報処理装置において、削除部を有し、前記表示制御部は、第 3 のオブジェクトを表示し、前記第 3 のオブジェクトが選択された場合、前記削除部は、書類に含まれる、設定された記号で囲まれたコメントを削除する、情報処理装置。

情報処理装置が実行する情報処理方法であって、第 1 の工程と、第 2 の工程と、を含み、前記第 1 の工程では、操作画面を表示し、前記操作画面には第 1 のオブジェクトが含まれ、前記第 1 のオブジェクトが選択された場合、前記第 2 の工程では、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる色を付ける、情報処理方法。

プログラムであって、コンピュータを、前記情報処理装置の各部として機能させるためのプログラム。

書類であって、特許請求の範囲と、明細書と、を含み、前記特許請求の範囲には、特定のマークで囲われた請求項 n (n は 1 以上の自然数) の文言が含まれ、前記文言にはそれぞれ異なる色が付されており、前記明細書には、対応する特定のマークで囲われた請求項をサポートする記載が含まれ、前記記載にはそれぞれ対応する特定のマークで囲われた請求項と同じ色が付されている、書類。

もちろん、この限りではない。

【0025】

例えば、上述のプログラムを記憶する、コンピュータ読み取り可能な非一時的な記憶媒体として提供してもよい。

また、上述した実施形態及び変形例を任意に組み合わせて実施するようにしてもよい。

【0026】

最後に、本発明に係る種々の実施形態を説明したが、これらは、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれると共に、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれるものである。

【符号の説明】

【0027】

10

20

30

40

50

1 0 0 : 情報処理装置
 1 1 0 : サーバ装置
 1 2 0 : ネットワーク
 2 0 1 : 制御部
 2 0 2 : 記憶部
 2 0 3 : 入力部
 2 0 4 : 表示部
 2 0 5 : 通信部
 3 0 1 : 表示制御部
 3 0 2 : 色付け部
 3 0 3 : 変更部
 3 0 4 : 抽出部
 3 0 5 : 削除部
 5 0 1 : パレットボタン
 5 0 2 : パレット
 5 0 3 : オートボタン
 5 0 4 : 色付けタブ
 5 0 5 : メインタブ
 7 0 2 : ボタン
 7 0 3 : 表示領域
 8 0 1 : 抽出ボタン
 1 0 0 2 : 出願準備ボタン

10

20

【要約】

【課題】読みやすい書類の作成を支援する技術を提供すること。

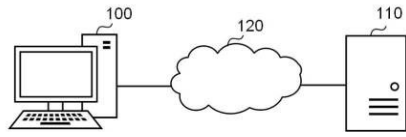
【解決手段】本発明の一態様によれば、情報処理装置であって、表示制御部と、色付け部と、を有し、前記表示制御部は、操作画面を表示し、前記操作画面には第1のオブジェクトが含まれ、前記第1のオブジェクトが選択された場合、前記色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われた請求項 n (n は1以上の自然数)の文言にそれぞれ異なる色を付ける、情報処理装置が提供される。

【選択図】図1

30

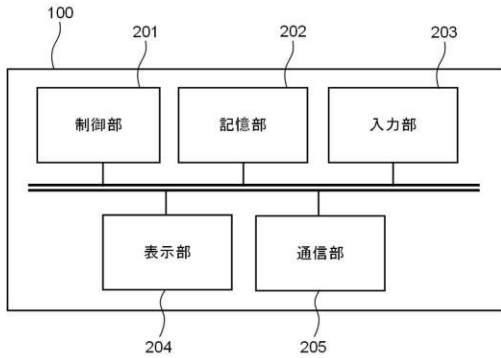
【図 1】

Fig.1



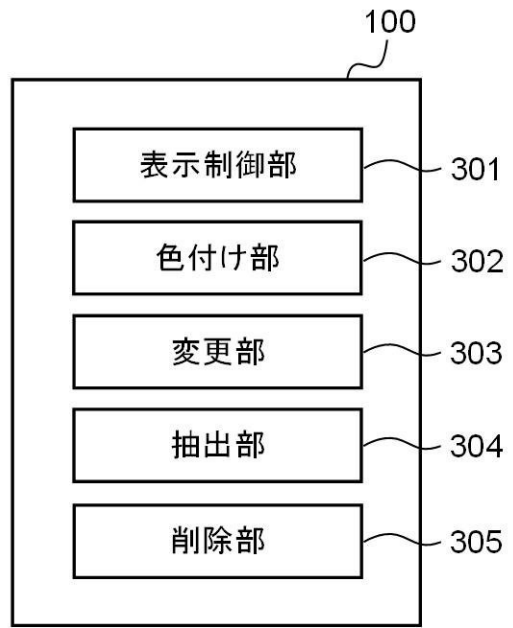
【図 2】

Fig.2



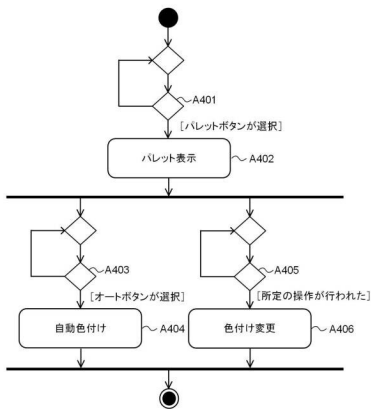
【図 3】

Fig.3



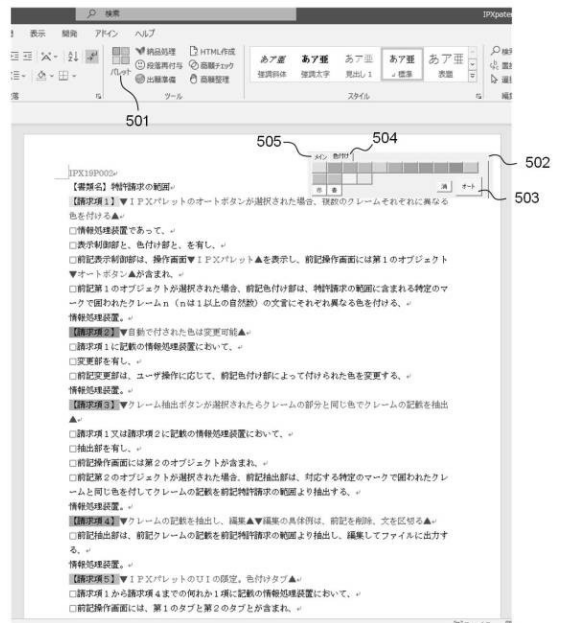
【図 4】

Fig.4



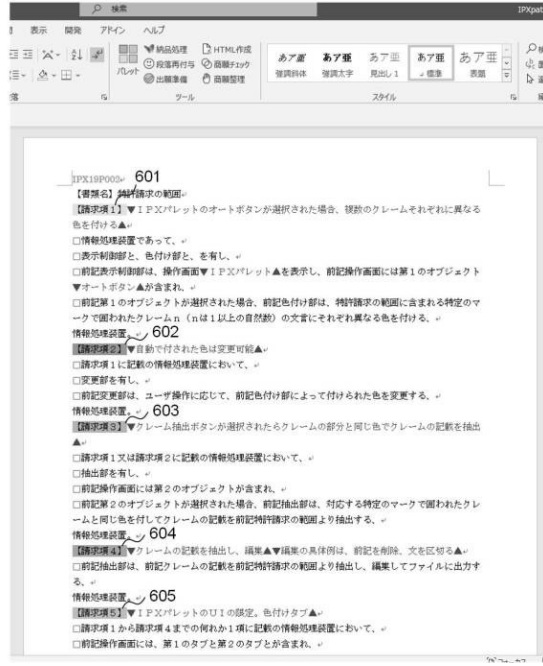
【図 5】

Fig.5



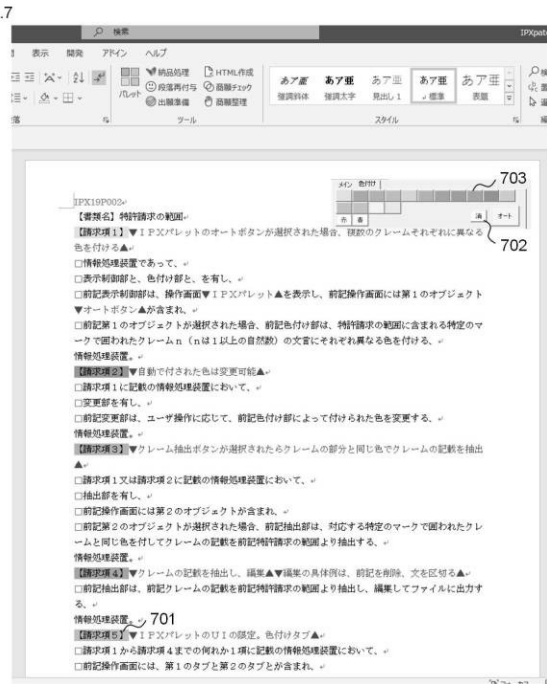
【図 6】

Fig.6



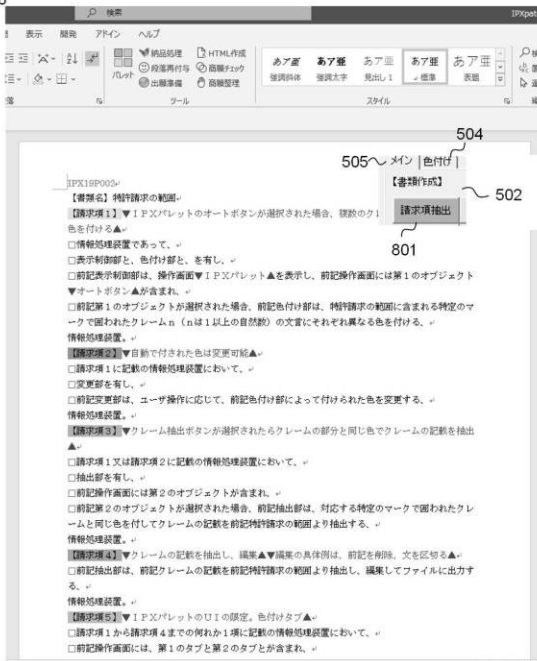
【図 7】

Fig.7



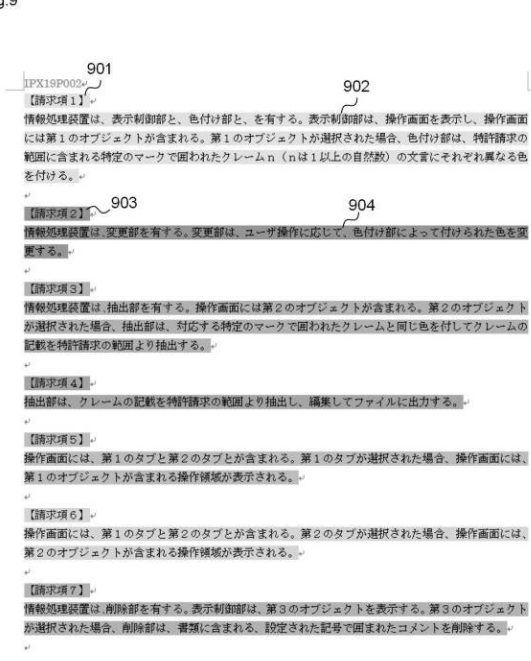
【図 8】

Fig.8



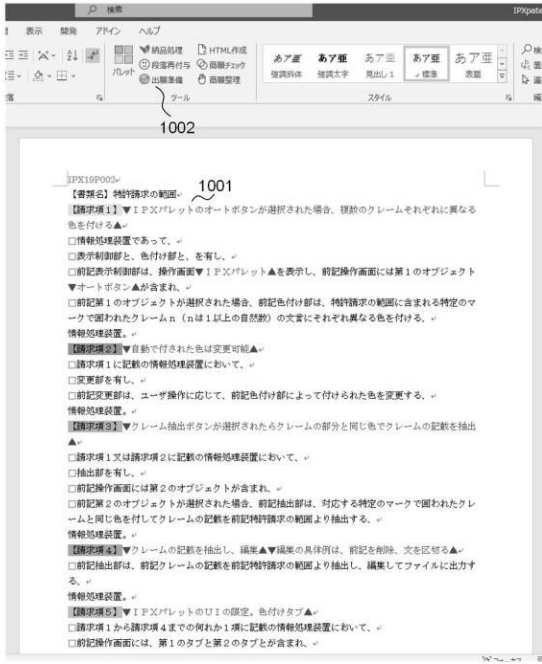
【図 9】

Fig.9



【図 10】

Fig.10



【図 11】

Fig.11

- IPX19P002
- 【書名】特許請求の範囲
- 【請求項 1】
 - 情報処理装置であって、
 - 表示制御部と、色付け部と、を有し、
 - 前記表示制御部は、操作画面を表示し、前記操作画面には第 1 のオブジェクトが含まれ、
 - 前記第 1 のオブジェクトが選択された場合、前記色付け部は、特許請求の範囲に含まれる特定のマークで囲われたクレーム n (n は 1 以上の自然数) の文言にそれぞれ異なる色を付ける、
- 情報処理装置。
- 【請求項 2】
 - 請求項 1 に記載の情報処理装置において、
 - 変更部を有し、
 - 前記変更部は、ユーザ操作に応じて、前記色付け部によって付けられた色を変更する、
- 情報処理装置。
- 【請求項 3】
 - 請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報処理装置において、
 - 抽出部を有し、
 - 前記操作画面には第 2 のオブジェクトが含まれ、
 - 前記第 2 のオブジェクトが選択された場合、前記抽出部は、対応する特定のマークで囲われたクレームと同じ色を付してクレームの記載を前記特許請求の範囲より抽出する、
- 情報処理装置。
- 【請求項 4】
 - 前記抽出部は、前記クレームの記載を前記特許請求の範囲より抽出し、編集してファイルに出力する、
- 情報処理装置。
- 【請求項 5】
 - 請求項 1 から請求項 4 までの何れか 1 項に記載の情報処理装置において、
 - 前記操作画面には、第 1 のタブと第 2 のタブが含まれ、
 - 前記第 1 のタブが選択された場合、前記操作画面には、前記第 1 のオブジェクトが含まれる操作領域が表示される、
- 情報処理装置。

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2012-027743(JP,A)
特開2008-250651(JP,A)
米国特許出願公開第2012/0284199(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 40/00 - 40/58